

府中市下水道事業  
施設・管路ストックマネジメント  
基本計画策定及び  
下水道使用料改定検討業務  
プロポーザル実施要領

令和8年5月  
府中市下水道課

## 1. 目的

府中市下水道事業は、マンホールポンプ場（以下「施設」という。）及び管路の老朽化、使用料の減少や経費の増大等の様々な経営課題を有している。下水道事業は、住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたり安定したサービスを継続的に提供可能とすることが重要である。

この要領は、府中市下水道事業施設・管路ストックマネジメント基本計画策定及び下水道使用料改定検討業務（以下「当業務」という。）を実施するに当たり、当業務を行い得る能力を有する民間事業者のうち、業務に対する意欲、資質及び技術的能力等に最も優れる、当業務等の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「最優秀提案者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルの実施方法等必要な事項を定める。

## 2. 業務等概要

### (1) 委託業務名

府中市下水道事業施設・管路ストックマネジメント基本計画策定及び下水道使用料改定検討業務

### (2) 業務内容

「府中市下水道事業施設・管路ストックマネジメント基本計画策定及び下水道使用料改定検討業務特記仕様書（以下「仕様書」という。）」によるものとする。

### (3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日までとする。

### (4) その他

業務実施上の条件及び成果品は、仕様書のとおりとする。

## 3. 予算限度額

### (1) 予算額 55,550,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

年度別の予算額は以下のとおりである。

令和8年度：46,090,000円

内訳 施設・管路ストックマネジメント基本計画策定業務

38,170,000円

下水道使用料改定検討業務

7,920,000円

令和9年度：9,460,000円

内訳 下水道使用料改定検討業務

9,460,000円

### (2) 注意事項

金額は、契約金額や予定価格を示すものではない。提案に当たっては上記金額を超えないものとし、超える場合は失格とする。

## 4. 実施形式

## 公募型プロポーザル方式

### 5. 業務実施上の条件

配置予定技術者に対する要件は、下記のとおりとする。ただし、配置予定技術者の兼務はできない。また、応募者と直接的な雇用関係にある者であること。

(1) 管理技術者

技術士（上下水道部門－下水道）又は技術士（総合技術監理部門－上下水道－下水道）の資格を有すること。

(2) 照査技術者

技術士（上下水道部門－下水道）又は技術士（総合技術監理部門－上下水道－下水道）の資格を有すること。

(3) 担当技術者（ストックマネジメント業務）

技術士（上下水道部門－下水道）又は技術士（総合技術監理部門－上下水道－下水道）の資格を有すること。

(4) 担当技術者（下水道使用料改定業務）

技術士（上下水道部門－下水道）又はRCCM（下水道）の資格を有すること。

### 6. プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、公告から最優秀提案者の特定までの間において、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 令和8年度府中市建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(2) 建設コンサルタント登録規程に基づく下水道部門の登録を行っている者であること

(3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後に更生計画が認可された者を除く。）でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後に再生計画が認可された者を除く。）でないこと。

(7) プロポーザル参加意思表明書（様式第1）の提出期限日以降において、府中市建設業者等指名除外要綱（平成13年告示第78号）又は府中市物品の買入れ等に関する指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する要綱（平成18年告示第137号）の規定による指名除外を受けていない者であること。

(8) 府中市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に定める暴力団員等と密接な

関係を有すると認められる者でないこと。

- (9) 過去10年間において、当業務（類似業務を含む。）を請負った実績がある者であること。

#### 7. スケジュール（予定）

No.	実施内容	実施予定日
①	参加募集の公告	令和8年5月 7日（木）
②	実施要領等に関する質問書提出期間	令和8年5月 8日（金） 9時から 令和8年5月13日（水） 17時まで
③	実施要領等に関する質問に対する回答	令和8年5月15日（金） 17時まで
④	プロポーザル参加意思表明書等の提出期限	令和8年5月21日（木） 17時まで
⑤	資格審査結果通知 （有資格者にプレゼンテーション実施の案内及び無資格者に結果通知）	令和8年5月25日（月）
⑥	技術提案書等の提出期限	令和8年6月10日（水） 17時まで
⑦	プレゼンテーション日程通知	令和8年6月15日（月）
⑧	プレゼンテーション実施	令和8年6月下旬
⑨	最優秀提案者の特定	令和8年7月上旬
⑩	審査結果の通知	令和8年7月上旬
⑪	契約締結	令和8年7月上旬
⑫	業務開始	令和8年7月中旬

#### 8. 問合せ先

726-0022

府中市用土町440番地1

府中市下水道課

TEL：0847-43-7162 又は 0847-43-7163

FAX：0847-43-7201

メールアドレス：gesui@city.fuchu.hiroshima.jp

#### 9. 参加申込手続

本プロポーザルに参加する意思のある者は、本実施要領、仕様書及び府中市契約規則（平成28年規則第8号）等を理解した上で、提出期限までに次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加意思表明書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 会社概要書（様式第3号）

エ 下水道部門の登録を行っていることが分かる書類

※建設コンサルタント登録規程第2条の規定に基づく下水道部門の登録を行っていることが証明できる書類の写しを添付すること

オ 業務実績調書（様式第4号、5号）

※様式第4号について、平成28年4月1日以降に完了した下水道事業を実施する地方公共団体又はそれに準ずる団体が発注した施設・管路ストックマネジメント基本計画策定業務の実績が分かる資料の写し（TECRIS、契約書、設計書等の写し）を添付すること

※様式第5号について、平成28年4月1日以降に完了した水道事業又は下水道事業を実施する地方公共団体又はそれに準ずる団体が発注した水道料金又は下水道使用料改定検討業務の実績が分かる資料の写し（TECRIS、契約書、設計書等の写し）を添付すること

カ 業務実施体制表（様式第6号）

※配置予定の管理、照査、担当技術者及び公認会計士を記載すること

※公認会計士は、顧問契約等の場合はその旨を記載すること

※公認会計士は、下水道事業における財務分析、料金体系の妥当性評価、収支試算の監査及び助言ができること

キ 配置予定技術者経歴書（様式第7号、8号、9号、10号）

※有資格者は資格者証又は証明できる書類の写しを添付すること

※配置予定技術者の実績が分かる資料の写しを添付すること

※配置予定技術者との間に3ヵ月以上の雇用関係を証明できる書類を添付すること（様式第7号、8号、9号、10号の裏面参照）

ク 国税及び地方税を滞納していないことが分かる書類

※国税については、税務署が発行する「納税証明書その3（未納のない証明）」

※地方税については、都道府県が発行する「未納がないことの証明書」及び市町が発行する「完納証明書」

※提出日から3ヵ月以内に発行されたもので、原本を提出すること（コピー不可）

(2) 提出期限

令和8年5月21日（木）17時まで（必着）

(3) 提出先

「8. 問合せ先」に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。(電子記録媒体での提出は認めない。) 受付は、土・日・祝日等の休日を除く8時30分から17時までとする。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市は一切の責任を負わないものとする。

10. 実施要領等に関する質問の受付・回答

本実施要領及び仕様書の内容について不明な点がある場合は、下記のとおり質問書を提出すること。ただし、質問することができる者は、「6. プロポーザル参加資格」を満たしている者とする。

(1) 提出方法

質問書(様式第16号)により、電子メールで提出すること。受信確認のため必ず電話確認をすること。また、期限を過ぎた質問や電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期間

令和8年5月8日(金)9時から令和8年5月13日(水)17時まで(必着)

(3) 提出先

「8. 問合せ先」に同じ

(4) 回答方法

令和8年5月15日(金)17時までに市ホームページに質問内容と回答を掲示する。

11. 参加資格審査及び参加資格審査結果通知

(1) 提出された書類を基に、参加申込事業者のプロポーザル参加資格を審査する。

(2) 審査結果を参加申込事業者に次のとおり通知するものとする。

ア プロポーザルへの参加資格を有すると認められた者(以下「参加事業者」という。)に対して、プロポーザル参加資格審査結果通知書(様式第17号)を通知する。

イ プロポーザルへの参加資格を有しないと認められた場合は、プロポーザル参加資格審査結果通知書(様式第18号)を通知する。

12. 技術提案書等の提出・作成方法

(1) 提出書類・部数

ア 技術提案書(様式第11号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 正本1部

イ 業務の実施方針・業務フロー(様式第12号)・・・・・・ 正本1部、副本5部

ウ 工程計画(様式第13号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 正本1部、副本5部

- エ 企画提案書(様式第14-1号~第14-4号)・・・正本1部、副本5部
- オ 価格提案書(様式第15号)及び内訳(様式任意)・・・正本1部

※イ～エの書類は、業者名が判別できる表現、用紙、ロゴ等の記載をしないこと。これに反する場合は、審査対象として扱わない場合がある。

(2) 提出期限

令和8年6月10日(水) 17時まで(必着)

(3) 提出先

「8. 問合せ先」に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。(電子記録媒体での提出は認めない。)受付は、土・日・祝日等の休日を除く8時30分から17時までとする。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市は一切の責任を負わないものとする。

(5) 提出書類作成上の留意事項

ア 以下の①～③の項目について

(ア) 様式はA4判(タテ・ヨコ問わない)とする。ただし、図面・資料等についてはA3判(ページ数は2枚と換算)の折り込みも可とする。

(イ) 提出書類のうち、様式第11号及び第15号を除く書類の総ページ数は10枚以内とする。(表紙、目次は枚数に含めない)

(ウ) 文字の大きさは、11ポイント以上とする。ただし、図面・資料等でやむを得ない場合を除く。

(エ) 両面印刷は不可とする。

①業務の実施方針

本市の現状を踏まえ、当業務に求められる役割、業務遂行上の基本姿勢等を記載すること。

②業務フロー・工程計画

当業務で実施しようとする各業務の業務フロー・工程管理について、仕様書及び提案内容を踏まえて記載すること。

③企画提案書(課題に関する具体的な手法及び提案)

課題-1 業務を執行するうえでのチーム体制

①の実施方針を実現するための管理技術者や担当者及びこれを取り巻くサポート体制(学識経験者含む)について提案すること。

課題-2 効率的な維持管理体制の構築について

下水道の施設や管路の現状を踏まえ、施設更新の優先順位付けや費用削減のポイントや考え方について提案すること。

課題－3 適切な料金体系について

人口動向や物価高騰による財政状況を考慮し、使用料の改定を行ううえでのポイントや考え方について提案すること。

課題－4 住民への周知について

住民に分かりやすく伝える広報手法や住民が理解を深められるために行う工夫等を提案すること。

イ 価格提案書について、当業務全体における経費の総額を記入し、その積算内訳書を添付すること。総額は消費税及び地方消費税を含まない額とすること。

また、積算内訳書は、令和8年度と令和9年度を分けて記載すること。

ウ 価格提案書及び内訳は、技術提案書等とは別に厳重に封かん・封印し提出すること。

13. 参加の辞退

参加事業者が何らかの理由により辞退を希望する場合は、辞退届（様式第19号）を持参又は郵送により提出するものとする。なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

14. 審査

(1) 選定委員会の設置

プロポーザルにおける評価及び最優秀提案者を特定するため、府中市下水道事業施設・管路ストックマネジメント基本計画策定及び下水道使用料改定検討業務業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 選定委員会の構成員

選定委員会は次の4名で構成する。

委員長 清水 聡行（福山市立大学准教授）

副委員長 前岡 大（公認会計士・税理士）

委員 宮 康展（府中市総務部長）

委員 大崎 聡（府中市建設部長）

(3) 審査方法

審査は、提出された書類及びヒアリング審査において総合的に評価して行うものとする。

(4) 評価項目、評価の着目点及び配点

別紙「提案書評価基準」（以下「評価基準」という。）に記載の「4 プロポーザル評価基準」のとおりとする。

(5) 最優秀提案者等の特定方法

選定委員会において、合計点数の最高得点者を最優秀提案者に、最高得点者に続く合計点数の得点者を優秀提案者としてそれぞれ特定する。ただし、評価項目

の企画提案の内容の評価の合計得点が180点未満(360点満点中)となる場合は、最優秀提案者及び優秀提案者として特定しない。

(6) 最高得点者が2者以上ある場合

評価基準に記載の「1 基本的な考え方(5) 合計点数が最も高い者が2者以上あるとき(同点)の対応」のとおりとする。

(7) 提案者が1者の場合

当該1者についての適否を審査する。

15. プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 実施日

令和8年6月下旬予定

※プレゼンテーション参加要請書(様式第20号)にて詳細日時を通知する。

(2) 参加人数

参加事業者1者あたり3名以内

(3) 実施方法

ア プレゼンテーションは、1事業者につき30分以内とし、その後20分程度ヒアリングを行う。

イ プレゼンテーションを行う順番は、技術提案書等が正式に提出された順とする。

ウ プレゼンテーションは、配置予定管理技術者が行うこととする。

エ 大型モニター及び大型モニターとPCを接続するHDMIケーブルは市で用意する。

オ プレゼンテーションの説明には提出された企画提案書等のみを使用し、追加資料の配布、動画等の映像による説明は不可とする。

カ パワーポイント等プレゼンソフト、パネルを用いて提案書に記載した内容の説明は可とする。

キ 選定委員に提案者名を公表しないため、説明資料への提案者名の記載や口頭での発言はできない。

ク 実施方法及びプロポーザル関係書類の内容に反する場合は、減点又は失格になる場合がある。

ケ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

16. 審査結果及び公表内容

(1) 審査の結果については、後日、応募者全員に文書で通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。なお、審査結果の通知は、評価の結果を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。

(2) 契約交渉の相手方を決定した後、次の内容を速やかに公表し、公表期間は翌日から1年間とする。

- ア 最優秀提案者及び優秀提案者の評価点
- イ 全提案事業者の名称（五十音順）
- ウ 全提案事業者の評価点（得点順）
- エ 最優秀提案者の選定理由
- オ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

※選定結果に関する情報はホームページ等によって広く公開することから、落選した事業者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、イとウとの関係性を明らかにしないこととし、イは五十音順に、ウは評価点（技術点と価格点の合計）の得点順にそれぞれ記載する。

※参加者が3者以下の場合、特定されなかった参加者の評価点は公表しない。

## 17. 契約締結

- (1) 選定後、最優秀提案者と随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。なお、この場合、最優秀提案者はあらかじめ価格提案書の金額を上限として見積書（様式任意）を提出する。
- (2) 最優秀提案者との協議が不成立となった場合には、優秀提案者と同様の協議を行うものとするが、それでも交渉が整わない場合は、選定をやり直すこととする。

## 18. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類（添付資料を含む）は返却しない。
- (2) 提出後の追加、修正及び差し替えは一切認めない。ただし、審査に必要と認められる場合は、市から資料の追加提出を求めることがある。
- (3) 提出された技術提案書等は、提出した者に無断でプロポーザルに係る事務以外には使用しない。ただし、府中市情報公開条例（平成11年条例第16号）に基づき取り扱うものとする。
- (4) 提出された技術提案書等は、プロポーザルに係る事務に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (5) 技術提案書等の提出は参加事業者1者につき1案とする。

## 19. その他

- (1) 言語及び通貨単位  
手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 費用負担  
書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提案者の負担とする。また、やむを得ない理由によりプロポーザルを中止する場合、プロポーザルに要した費用については市に請求できないものとする。
- (3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 提案者が他人の提案の代理をした場合
- エ 実施要領等で示した、提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- オ 参加事業者1者につき2案以上の業務提案書が提出された場合
- カ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- キ 価格提案書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又はこれらを識別しがたい価格提案又は金額を訂正した価格提案をした場合
- ク 価格提案書の金額が「3. 予算限度額」を超過している場合
- ケ 参加事業者は、選定委員との間に利害関係がなく、本プロポーザルの最優秀提案者決定の公表までの間において、本プロポーザルに関して、選定委員に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするような働きかけをした場合
- コ 前各号に定める場合のほか、選定委員会が、業務提案にあたり著しく信義に反する行為等があったと認めた場合

(4) 知的創造物についての権利等

技術提案書等の著作権は、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、最優秀提案者に特定された者が作成した技術提案書等について、市は提案者の許諾を得た上で、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、技術提案書等において第三者の著作権の対象となっているものを使用したことにより生じた責任は、提案者が負うものとする。なお、上記内容について、最優秀提案者との協議が不成立となった場合、優秀提案者に特定された者についても適用する。

(5) 異議申立て

参加者は、プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(6) 契約解除

契約締結後において、受託事業者の本プロポーザル手続きにおける不正又は虚偽記載等認められる行為が判明した場合には、契約を解除できるものとする。なお、契約解除において生じる損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

(7) 担当者の変更

業務の実施にあたり、本プロポーザルにおいて提示された予定技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休・死亡・退職等真にやむを得ない事情があるときは、本市の了解を得た上で、同等以上の者に変更することができる。